

-----  
種別 : 団体  
法人名 : 株式会社パラダイムシフト  
-----

質問 1

【コメント】

この提案に同意しない。

【理由】

独立した第三者評価機関より算定された公正価値評価相当の金銭を実際に支払って付与されている取引であるため、報酬性はないと考える。

また、有償として公正価値相当額の金銭の実際の払込みがあるために、公益社団法人日本監査役協会が「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成 28 年 5 月 20 日公表)には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。

更に、付与対象者の税務も、権利行使時の給与等課税事由が生じないとしている。

従って、従来より会社法も税法も、実務上全く問題のなかった有償新株予約権について、第 17 項(1)に記載のような、有償という特徴を除いてまで無償と似ているとして報酬と考えるとといったような無理な論理展開をしてまで、報酬として会計処理をしようとする理由が理解できず、その説明を求める。